

令和6年度京都府公立学校任期付職員募集要項 (教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員の育児休業又は配偶者同行休業の代替職員の募集)

京都府教育委員会

1 概要

府内の公立(京都市立学校を除く。)の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校で、育児休業又は配偶者同行休業を取得する職員の代替として勤務する任期付職員を募集します。

希望者は、「令和6年度育児休業等代替任期付職員申込書」を提出してください。申込者に対し選考試験を随時実施し、合格者を「任期付職員採用候補者名簿」に順次登載します。

職員が育児休業又は配偶者同行休業を取得し、令和6年4月から代替職員が必要となる場合に、「任期付職員採用候補者名簿」に登載された方の中から、その都度、教科や校種、勤務地等を考慮し、任用します。

そのため、「任期付職員採用候補者名簿」に登載されても、育児休業又は配偶者同行休業を取得する職員の状況や、必要な教科、校種、勤務地等の状況により、任用までに一定の期間が経過する場合や臨時的任用職員として任用される場合の他、任用されない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

2 申込資格

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条のいずれにも該当しない方

(2) 希望する職種、校種及び教科(科目)の教員免許状を有する方又は任用までに取得見込みの方

※小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を有する方で、特別支援学校を希望する場合、所有免許の相当学部の任用対象として申込可能とします。

3 任用期間

任用開始日は原則として令和6年4月1日です。

任用期間は、職員の育児休業又は配偶者同行休業の取得期間(最大3年)に応じて任用時に決定します。

なお、職員が育児休業又は配偶者同行休業の取得期間を延長又は短縮した場合は、任用期間を延長又は短縮する場合があります。

4 選考試験の実施

(1) 実施方法 面接及び小論文を実施します。日時・場所は別途お知らせします。

(2) 面接 個人面接を実施します。

(3) 小論文

ア 試験時間 30分間

イ 出題テーマ

下記のいずれかのテーマを試験当日に出題し、小論文を実施します。

【教諭】

① 「主体的・対話的で深い学び」とはどのような学びか説明しなさい。また、その実現のために、どのような取組が必要か、あなたの考えを述べなさい。

- ② 京都府教育振興プランでは、「教育に関わるすべての者が大切にしたい思い」として、「包み込まれているという感覚」について、あなたの考えを述べるとともに、「包み込まれているという感覚」について、説明しなさい。また、子どもたちが「包み込まれているという感覚」を持てるよう、あなたはどんな取組を実践しますか。
- ③ いじめ防止対策推進法における「いじめ」の定義について説明しなさい。また、いじめ問題の解決のため、どのような取組が必要か、あなたの考えを述べなさい。

【養護教諭】

- ① 児童生徒の健康課題を一つ上げ、その課題に対する養護教諭の支援について、あなたの考えを述べなさい。
- ② いじめ防止対策推進法における「いじめ」の定義について説明しなさい。また、いじめ問題の解決のため、どのような取組が必要か、あなたの考えを述べなさい。

【栄養教諭】

- ① 学校における食育の推進の必要性について、子どもたちの健康を取り巻く問題にも触れながらあなたの考えを述べなさい。
- ② いじめ防止対策推進法における「いじめ」の定義について説明しなさい。また、いじめ問題の解決のため、どのような取組が必要か、あなたの考えを述べなさい。

【寄宿舎指導員】

- ① 寄宿舎において児童生徒に身に付けさせたい力についてあなたの考えを述べるとともに、その力を子ども達が付けるために必要な取組について、あなたの考えを述べなさい。
- ② いじめ防止対策推進法における「いじめ」の定義について説明しなさい。また、いじめ問題の解決のため、どのような取組が必要か、あなたの考えを述べなさい。

5 免除

以下のいずれかに該当する方は希望により、選考試験の全部又は一部を免除します。

| | 該当者 | 免除する試験内容 |
|---|---|----------------------|
| ① | 京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験合格者 (令和元年度から令和5年度の間に実施した選考試験に限る。) | 小論文及び面接 (試験を全部免除) |
| ② | 京都府公立学校任期付職員選考試験名簿登載者 (令和元年度から令和4年度の間に実施した選考試験に限る。) | |
| ③ | 京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験第1次試験合格者 (令和元年度から令和5年度の間に実施した選考試験に限る。) | 小論文 (面接のみ受験) |
| ④ | 平成26年度から令和5年度の間に、都道府県及び指定都市の公立並びに国立大学法人が所管する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の正規の教員であった方 | |
| ⑤ | 平成26年度から令和5年度の間に、京都府内の公立学校(京都市立を除く。)の常勤講師としての勤務経験が通算して5年以上ある方(1日でも任用のあった月は1月とみなします。) | |

※①、③については、希望する職種と同じ職種の採用選考試験の第1次試験合格者に限ります。

※②については名簿登載した職種と同じ職種に限ります。

※④、⑤については教諭、養護教諭、栄養教諭の代替職員を希望する場合に限ります。

6 選考結果の通知

選考結果について、結果通知書により3月下旬までにお知らせします。

7 申込書の入手方法

(1) 京都府教育委員会のホームページから入手

以下のアドレスから「任期付職員申込書」をダウンロードし、A4サイズ of 用紙に印刷してください。

(<https://www.kyoto-be.ne.jp/kyoshoku/cms/>)

(2) 郵送による請求

「任期付職員申込書請求」と朱書きした封筒に以下の2点を同封し、京都府教育庁管理部教職員人事課（人事係）宛て郵送してください。

- ①住所、氏名、日中に連絡が取れる電話番号を記入したメモ
- ②返信先の住所・氏名を記載した返信用封筒（定形）に84円切手を貼付したもの

(3) 来庁による入手

京都府庁 第3号館 教職員人事課へお越しください。
 （日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

8 申込みの方法

(1) 提出書類

「令和6年度育児休業等代替任期付職員申込書」 1部 （必須）

① 選考試験の一部免除を希望する場合は、以下の書類についても提出してください。

| | 提出書類等 |
|---------------------------------------|--|
| 小論文試験及び 面接試験免除希望者 （5①②に当てはまる場合） | 以下のいずれかの書類を提出してください。※1 |
| | 令和元年度から令和5年度の間実施した選考試験の <u>出願時点で任期付職員採用選考試験の筆記試験・面接試験の免除を希望した場合</u> ・「京都府公立学校教員採用選考試験」 <u>第2次試験結果通知書</u> の写し 1部 |
| | 令和元年度から令和5年度の間実施した選考試験の <u>出願時点で上記免除を希望していない場合</u> ・「京都府公立学校教員採用選考試験」 <u>第2次試験結果通知書</u> の写しの余白に任期付職員選考試験の免除を希望する旨を記入したもの 1部 ・「京都府公立学校任期付職員選考試験」結果通知書の写し 1部 （令和元年度から令和4年度の間実施した選考試験に限る。） |
| 小論文試験 免除希望者 （5③④⑤に当てはまる場合） | 以下のいずれかの書類を提出してください。※1 |
| | ・「京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験」第1次試験結果通知書の写し 1部 （令和元年度から令和5年度の間実施した選考試験に限る。） ・履歴書（原則として京都府教育委員会所定の様式） 1部 （募集要項中、「5 免除」④、⑤のいずれかに該当する者に限る。） |

※ 結果通知書の写しを紛失等により提出できない場合は、受験年度、受験番号（不明の場合は受験した校種及び教科等）、氏名（ふりがな）、生年月日をA4サイズ of 用紙に記入した書類を提出してください。

②教諭としての任用を希望する場合は、以下の書類についても提出してください。

（要件は「10 任用について」を参照）

- ・履歴書（原則として京都府教育委員会所定の様式） 1部

※前記①の試験免除を併せて希望する場合で、履歴書の提出がある場合は省略可

- ・令和5年度の出勤簿の写し（又は出勤状況が分かる書類） 1部

※申込み日現在のもので可

(2) 選考実施日及び提出期限

| 区分 | 選考試験実施日 | 提出期限 |
|--------|---------------------------------------|-------------|
| 第1次申込み | 1月27日(土)から2月4日(日)の間で、 府教育委員会の指定する日 | 1月22日(月) 必着 |
| 第2次申込み | 3月2日(土)から3月24日(日)の間で、 府教育委員会の指定する日 | 2月21日(水) 必着 |

- ※ 申込みの状況等により、上記実施日以外の日に選考を実施する場合があります。
- ※ 第2次申込みまでの申込みの状況等により、新たに提出期限を設け、選考を実施する場合があります。
- ※ 第1次申込みの選考試験を受験した場合、第2次申込みの試験は受験できません。

(3) 提出先

ア 府立高等学校(附属中学校を含む。)又は府立特別支援学校を希望する場合の提出先
…京都府教育庁管理部教職員人事課(人事係)

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁第3号館

イ 小学校・中学校・義務教育学校(京都市立を除く。)を希望する場合の提出先
…各教育局(下記参照)

- ※ 複数の校種・勤務地域を希望する場合は、第一希望とする校種・勤務地域の担当課・教育局に申込みをしてください。

| 校種別 | 担当課・教育局 | 所管地域等 | 住所 |
|-----------------------------------|-----------------|---|--|
| 府立高等学校 府立高校附属中学校 府立特別支援学校 | 教職員人事課 (人事係) | 京都府全域 | 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 (京都府庁 第3号館) |
| 小学校 中学校 義務教育学校 (京都市立を除く) | 乙訓教育局 (学務課) | 向日市、長岡京市、大山崎町 | 〒617-0006 向日市上植野町馬立8 |
| | 山城教育局 (学務課) | 宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村 | 〒610-0331 京田辺市田辺明田1 |
| | 南丹教育局 (学務課) | 亀岡市、南丹市、京丹波町 | 〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 |
| | 中丹教育局 (学務課) | 綾部市、福知山市、舞鶴市 | 〒623-0012 綾部市川糸町堀ノ内 |
| | 丹後教育局 (学務課) | 宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町 | 〒626-0044 宮津市宇吉原2586-2 |

(4) 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、封筒の表に「任期付職員申込書在中」と朱書してください。

※持参する場合は、日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間に持参してください。

9 給与及び勤務時間等

(1) 給与

令和5年4月1日現在、小・中・義務教育学校の講師で、地域手当5.4%の場合の月額
(教育職給料表(3)の1級)

| | |
|--------------------|-------------|
| 修士課程修了者・専門職学位課程修了者 | 約 260,000 円 |
| 大学卒業生 | 約 248,000 円 |
| 短期大学卒業生 | 約 227,000 円 |

※ このほか、通勤手当、扶養手当、住居手当、部活動手当、期末手当、勤勉手当等が所定の要件に応じて支給されます。

※ 任用前に職歴等を有する場合は、その内容・期間に応じて給与が決定されます。

(2) 勤務時間等

勤務時間は、原則として1日7時間45分(週38時間45分)です。

週休日は日曜日及び土曜日です。

休暇には、年次休暇、結婚休暇、夏季休暇等があります。

(3) 社会保険等

任用開始日から公立学校共済組合の組合員の資格を取得します。

10 任用について

任期付職員に任用された場合、講師として任用します。ただし、教諭、養護教諭、栄養教諭の代替職員で、以下に定める要件をすべて満たす場合は、原則として、任期を定めた教諭(養護教諭、栄養教諭)として任用し、京都府給与条例に定める教育職給料表(2)又は教育職給料表(3)の2級の給料月額を適用します。

教諭任用の要件(以下①から⑤のすべての要件を満たす方)

- ① 日本国籍を有している方
- ② 任用する職種、校種及び教科(科目)の普通免許状を有する方又は任用までに取得見込みの方
- ③ 令和5年度末の年齢が60歳未満の方(ただし、任期は60歳に達した年度の末日が限度となります。)
- ④ 京都府教育委員会、他の都道府県・指定都市教育委員会又は国立大学法人が任命する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の教諭又は常勤講師としての勤務経験が通算して10年以上ある方(1日でも任用のあった月は1月とみなします。)
- ⑤ 令和5年度に京都府教育委員会、他の都道府県・指定都市教育委員会又は国立大学法人が任命する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の教諭又は常勤講師として良好に1年間勤務した方(見込みを含み、令和5年度において勤務を要する日の日数の6分の1に相当する日数以上の日数を勤務していない方又は懲戒処分を受けている方を除きます。)

11 任用までの流れ

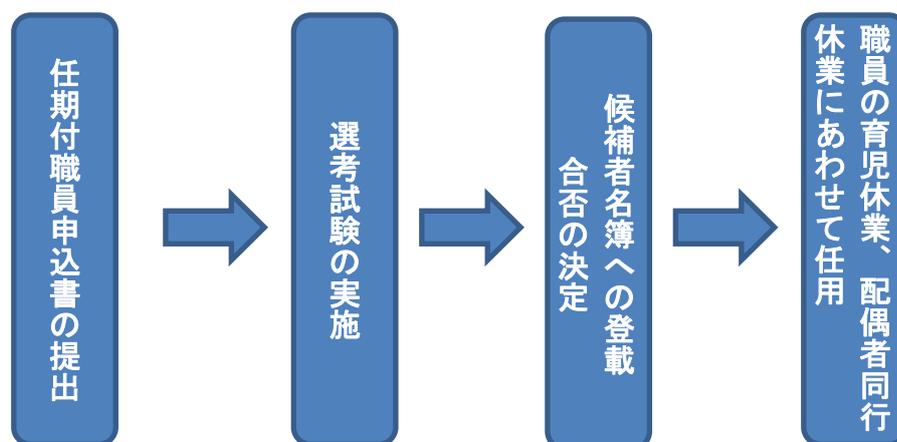
選考試験に合格しますと、「任期付職員採用候補者名簿」に順次登載します。

職員が育児休業又は配偶者同行休業を取得し、令和6年4月から代替職員が必要となる場合に、「任期付職員採用候補者名簿」に登載された方の中から、その都度、必要な教科や校種、勤務地等を考慮し、担当課等から連絡の上、任用します。

そのため、「任期付職員採用候補者名簿」に登載されても、育児休業又は配偶者同行休業を取得する職員の状況や、校種、教科及び勤務地等の状況により、任用までに一定の期間が経過する場合や臨時的任用職員として任用される場合の他、任用されない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、「任期付職員採用候補者名簿」の有効期間は、令和7年3月31日までとします。

<参考>



12 京都府公立学校教員採用選考試験等の受験

任期付職員として任用されても、京都府公立学校教員採用選考試験等の受験は可能です。京都府公立学校教員採用選考試験等に合格し、任期の定めのない京都府職員又は京都府公立学校教員等として採用された場合、任期付職員としての任用期間は当該採用をもって終了します。

なお、任期付職員への任用は、任期の定めのない京都府職員又は京都府公立学校教員等としての採用と無関係であり、当該採用の際に優先されるものではありません。

13 問合せ先

京都府教育庁管理部教職員人事課 人事係

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（京都府庁第3号館）

電話：075-414-5803

FAX：075-414-5801